

## 目次

はじめに

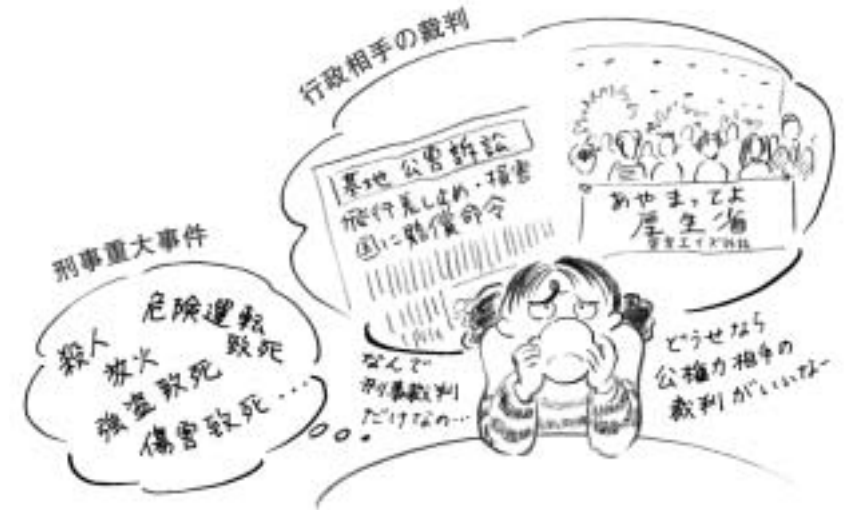
目次

1．裁判員が裁くのはどんな事件？	3
2．刑事司法とは？	6
3．少年事件も対象に	12
4．陪審制度との違い	16
5．裁判員になったら	20

資料編

裁判員選任手続の流れ	24
裁判員になれない人・辞退できる場合	25
刑事司法の流れ	26
少年司法の流れ	27
関連法条文（憲法／少年法／刑事訴訟法）	28
用語解説	30
陪審制度との比較	31
参考サイト・映画・本	32

# 1 裁判員が裁くのは どんな事件？



裁判員に選ばれた場合、どのような事件を裁くのでしょうか？

### 刑事事件の重大事件が対象

日本の裁判には、「民事裁判」「刑事裁判」「行政裁判」があります。「民事裁判」は、多くはお金の貸し借りや土地の問題、離婚、相続など、基本的に市民どうしのもめごとを法律に照らして解決します。

個人が国や自治体などの行政機関を相手にする裁判 例えば自衛隊の事故による損害や、「日の丸・君が代」の強制による精神的苦痛に対して国家賠償を求める裁判も、民事裁判に含まれます。

そのほか、運転免許の取消処分や、原子力発電所の設置許可など行政が行った処分の取消しを求める「行政裁判」もあります。

これらはいずれも、市民が訴える裁判です。

それに対して、「刑事裁判」は国家（検察官）が市民を訴える裁判です。このことが民事裁判や行政裁判と大きく違う点です。

裁判員制度が導入されるのは、この中の刑事裁判だけです。しかも刑事裁判のすべてではなく、殺人・強盗致死・傷害致死・放火などの重大事件が裁判員裁判の対象となります。6人の裁判員は、3人の裁判官とともに、重大な犯罪で起訴された被告人に対して、有罪か無罪かを判断し、どのような刑罰を科すかを決めます。

裁判員制度の目的は、「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資すること」（裁判員法1条）です。マスコミ報道等でさかんに言われる「市民の常識を司法に反映させる」という目的は審議会段階では出ていましたが、最終的には裁判員法から削られてしまいました。そのような目的・理念が法に明記されなかったことは大いに疑問です。

刑事事件の重大事件だけが対象なのは、社会的影響が大きく、市民の関心が高いことが理由とされています。しかし、一般の市民が死刑や無期懲役を含む刑事重大事件の判断をすること、生命を奪う判決を出した場合にその事実を一生背負っていかねばならないことへの疑問や不安の声は多くあります。また、刑事裁判より、国や行政を相手取る裁判にこそ、市民感覚を反映させるべきだという意見もあります。

### 少年事件も含まれる！

少年事件は、基本的には家庭裁判所で審理され、そこで終了しますが、一部の事件については「少年逆送事件」として刑事裁判にかけられます。このうち重大な少年逆送事件は、裁判員制度のもとで裁かれることになります。

詳しくは、12頁からの項で述べますが、そもそも「少年法」は、おとなの犯罪行為に対して刑罰を科す「刑法」とはまったく異なる理念に基づいています。いかに重大事件をおこしたとしても、子どもには成長過

程にあることへの十分な配慮が必要です。

### 死刑事件はすべて裁判員裁判

裁判員法では、対象事件を、死刑または無期懲役等に当たる事件、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件としています。つまり、死刑の宣告を出すことになるかもしれない事件は、すべて裁判員裁判によって裁かれるということです。

日本は死刑制度を存置し、死刑執行も行われていますが、世界の3分の2以上の国は死刑を廃止しています（事実上の廃止も含む）。

死刑が確定したのちに再審で無罪となった冤罪事件として、免田事件・財田川事件・島田事件・松山事件などが有名です。また、冤罪を訴えて再審請求をしながらも認められない死刑囚が少なくありません。



(AMNESTY INTERNATIONAL 2008年12月資料より作成)